

宗教法人「心和寺」設立公告

このたび、下記のとおり、宗教法人法による宗教法人「心和寺」を設立することになりましたので、同法第12条第3項によって公告します。

令和 5 年 4 月 1 日

信者その他利害関係人各位

所在地 岡山県倉敷市中島 2355-156

宗教法人「心和寺」

代表者名 塚本 悠心(直美)



記

1 宗教法人「心和寺」規則案の要旨

宗教法人「心和寺」規則

第一章 総則

(名称)

第1条 この寺院は、宗教法人法による宗教法人であって「心和寺」という。

(事務所の所在地)

第2条 この宗教法人(以下「法人」という)は、事務所を岡山県倉敷市中島字壺本木開 2355番地の156番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、不動明王を本尊として、真言宗の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とし、その目的を達成するために必要な業務を行う。

(公告の方法)

第4条 この法人の公告は、機関紙「光明」に1回掲載するとともに、事務所の掲示場に30日間掲示して行う。

第二章 役員その他の機関

第一節 代表役員及び責任役員

(員数および呼称)

第5条 この法人には、4人の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする。

(登格及び選任)

第6条 代表役員は、真言宗の僧侶として真言宗の加行満了者のうちから責任役員全員の承認を経て選任する。(僧侶の条件は、細則参照)

2 責任役員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この寺院の住職の職にある者
- 二 信者の内から代表役員が選任した者1人
- 三 信者の内から責任役員会において選任した者2人

(任期)

第7条 代表役員の任期は、30年とする。ただし、再任を妨げない。

2 代表役員以外の責任役員の任期は、30年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の代表役員及び責任役員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

4 代表役員及び責任役員は、辞任又は、任期満了後でも、後任の役員又はその代務者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。

(代表役員の職務権限)

第8条 代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

(責任役員会及びその職務権限)

第9条 責任役員は、責任役員会を組織し、次の各号に掲げるこの法人の事務を決定する。

- 一 予算の編成
- 二 決算(財産目録、貸借対照表及び収支計算書)の承認
- 三 歳計剰余金及び予算外収入の処置
- 四 特別財産及び基本財産の設定及び変更
- 五 不動産及び重要な動産に係る取得、処分、担保の提供、その他重要な行為
- 六 主要な境内建物の新築、改築、増築、模様替え及び用途変更等
- 七 境内地の模様替え及び用途変更等
- 八 借入れ及び保証
- 九 規則の変更並びに細則の制定及び改廃
- 十 合併並びに解散及び残余財産の処分
- 十一 その他この規則に定める事項
- 十二 この法人の事務のうち、責任役員が必要と認める事項

- 2 責任役員会は、代表役員が招集する。ただし、責任役員の定数の過半数から招集を請求されたときは、代表役員は、速やかに招集しなければならない。
- 3 責任役員会の議事は、この規則に別段の定めがある場合を除くほか、責任役員の定数の過半数で決する。
- 4 責任役員会における責任役員の議決権は、各々平等とする。
- 5 会議には、議事録を作成しておくものとする。

第二節 代務者

(置くべき場合)

第 10 条 次の各号の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。

- 一 代表役員又は責任役員が、死亡、解任、辞任、任期満了その他の事由によって欠けた場合において、速やかにその後任者を選ぶことができないとき。
- 二 代表役員又は責任役員が、病気、長期旅行その他の事由によって3月以上その職務を行うことができないとき。

(資格及び選任)

第 11 条 代表役員の代務者は、前条第一号に該当するときは、責任役員のうちから責任役員会において選任し、同条第二号に該当するときは、責任役員のうちから代表役員が選任する。

2 代表役員以外の責任役員の代務者は、信者のうちから、責任役員会において選任する。

(職務権限)

第 12 条 代務者は、次の各号に定める事項を除くほか、代表役員又は責任役員に代ってその職務を行う。

- 一 第 25 条に規定する事項(重要な財産に係るものに限る。)
- 二 第 33 条に規定する事項(軽微なものを除く。)
- 三 第 34 条に規定する事項

2 代務者は、その置くべき事由がやんだときは、当然その職を退くものとする。

第三節 仮代表役員及び仮責任役員

(選定)

第 13 条 代表役員又はその代務者は、この法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、責任役員のうちから、責任役員会において仮代表役員を選定しなければならない。

2 責任役員又その代務者は、その責任役員又は代務者と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合において、議決権を有する責任役員又はその代務者の員数が責任役員会における当該事項に係る議決数に満たないこととなったときは、信者のう

ちから、責任役員会においてその議決数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選定しなければならない。

(職務権限)

第 14 条 仮代表役員又は仮責任役員は、前条に規定する事項について当該代表役員若しくは責任役員又はその代務者に代わってその職務を行う。

第四節 役員解任

(代表役員解任)

第 15 条 代表役員が次の各号の一に該当するときは、責任役員会において定数の三分の二以上の議決により、当該代表役員(責任役員としての地位を含む)を解任することができる。

- 一 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、これに堪えない場合
- 二 職務上の義務に明らかに違反した場合
- 三 代表役員たるにふさわしくない行為があった場合

(責任役員解任)

第 16 条 代表役員以外の責任役員が前条各号の一に該当するときは、責任役員会において定数の三分の二以上の議決を経て、代表役員は、当該責任役員を解任することができる。この場合において、同条第三号中「代表役員」とあるのは「責任役員」と読み替えるものとする。

(代務者解任)

第 17 条 代表役員及び責任役員の代務者の解任については、前 2 条の規定を準用する。

第五節 信者

(信者の定義)

第 18 条 信者とは、この法人の教義を信奉する者で、住職の承認を受けたものをいう。

2 信者は、信者名簿に登録するものとする。

(信者の義務)

第 19 条 信者は、この法人の護持興隆に努めるものとする。

第六節 総代

第 20 条 この法人に、総代 1 人を置く。

2 総代は、信者で衆望の帰するもののうちから責任役員会において選定し、代表役員が任命する。

- 3 総代の任期は10年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 第八条第3項及び第4項の規定は、総代について準用する。この場合において、同項中「代表役員及び責任役員」とあるのは「総代」と読み替えるものとする。
- 5 総代は、この規則に定める事項を処理するほか、代表役員に協力し、この法人の目的達成及び維持興隆に努めるものとする。

(総代)

第21条 総代が第15条各号の一に該当するときは、責任役員会において定数の三分の二以上の議決を経て、代表役員は、当該総代を解任することができる。この場合において、同項第3号中「代表役員」とあるのは「総代」と読み替えるものとする。

第三章 財務

(資産の区分)

第22条 この法人の資産は、特別財産、基本財産及び普通財産とする。

- 2 特別財産は、宝物及び什物のうちから選定する。
- 3 基本財産は、次の各号に掲げる財産とする。
 - 一 境内地、境内建物その他の財産のうちから基本財産として設定するもの
 - 二 基本財産として指定された寄付財産
 - 三 基本財産に編入された財産
- 4 普通財産は、特別財産及び基本財産以外の財産とする。

(特別財産及び基本財産の設定及び発更)

第23条 特別財産又は基本財産の設定又は変更をしようとするときは、責任役員会において定数の三分の二以上の議決を経なければならない。

(基本財産の管理)

第24条 基本財産たる現金は、銀行に預け、又は確実な有価証券に替えるなど、代表役員が適正に管理しなければならない。

(財産の処分等)

第25条 次に掲げる行為をしようとするときは、責任役員会において定数の三分の二以上の議決を経て、その行為の少なくとも一月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。ただし、第3号から第5号までに掲げる行為が、緊急の必要に基づくものである場合又は軽微のものである場合及び第5号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合にあっては、公告を行わないことができる。

- 一 不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること。
- 二 借入れ(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入れを除く。)又は保証をすること。

- 三 主要な境内建物の新築、改築、増案、移築、除却又は著しい模様替えをすること。
- 四 境内地の著しい模様替えをすること。
- 五 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又これらをこの法人の主たる目的以外の目的に供すること

(経費の支弁)

第 26 条 この法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

(予算の編成)

第 27 条 予算は、毎会計年度開始一月前までに編成し、責任役員会において定数の三分の二以上の議決を経なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(予算の区分)

第 28 条 予算は、経常収支及び臨時収支の二部に区分し、各々これらを科目に区分して、歳入の性質及び歳出の目的を明示しなければならない。

(特別会計の設定)

第 29 条 特別の必要があるときは、責任役員会において定数の三分の二以上を経て、特別会計を設けることができる。

(決算)

第 30 条 決算に当たっては、財産目録、収支計算書を毎会計年度終了後三月以内に作成し、責任役員会において定数の三分の二以上の議決を受けなければならない。

(歳計剰余金の処置)

第 31 条 歳計に剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし、責任役員会において定数の三分の二以上の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 32 条 この法人の会計年度は、毎年一月一日に始まり、その年の十二月三十一日に終わるものとする。

第四章 補則

(規則の変更)

第 33 条 この規則を変更しようとするときは、責任役員会において定数の三分の二以上の議決を必要とする。

(合併又は解散)

第 34 条 この法人が合併又は解散しようとするときは、責任役員会において定数の三分の二以上の議決を必要とする。

(残余財産の帰属)

第 35 条 この法人の残余財産は、解散時の代表役員に帰属する。

(備付書類及び帳簿)

第 36 条 この法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

- 一 この法人の規則及び認証書並びに細則
- 二 役員名簿
- 三 予算書
- 四 財産目録、貸借対照表及び収支計算書
- 五 責任役員会の議事録
- 六 事務処理簿
- 七 事業に関する書類
- 八 信者名簿

(施行細則)

第 37 条 この規則の施行に関する細則は、責任役員会において、定数の三分の二以上の議決を経て、代表役員が別に定める。

附則 (制定時)

- 1 この規則は、岡山県知事の認証を受け、設立の登記をした日(令和〇年〇月〇日)から施行する。
- 2 この規則施行当初の代表役員及び責任役員は、次のとおりとする。

代表役員	塚本	悠心 (直美)	(ツカモト ナオミ)
責任役員	塚本	光範 (祥平)	(ツカモト ショウヘイ)
責任役員	塚本	明政 (実優)	(ツカモト ミユウ)
責任役員	武田	正久	(タケダ マサヒサ)

【心和寺】細則

<僧侶の認定条件>

下記真言宗加行満了者とする。

- ① 十八道加行 50 日
- ② 金剛界加行 50 日
- ③ 胎藏界加行 50 日

- ④ 護摩加行 50日
計 200日

2 設立の趣旨その他必要と認めた事項

設立趣旨

心が和む寺 『和をもって尊しとなす』

「和をもって尊しとなす」仏教を篤く信仰し国づくりをすすめた聖徳太子が十七条憲法の冒頭に掲げたのがこの言葉です。

現代は情報化社会により人々の生活は変化し合理化がすすんでいます。その影響からか従来から重んじられてきた他者との繋がりが薄れ、コミュニティに属さずとも生きられる社会構造が生まれました。一方、孤独を抱える人々は増え、一人暮らし世帯は年々増加傾向にあります。

このような社会背景から、日本人が古来より育んできた『和をもって尊しとなす』といった原点に戻り、苦しみ悩んでいる人々に仏教の教えを通して寄り添いたいと思います。

私は別居や離婚や会社経営といった経験から、挫折や孤独を幾度かあじわいました。苦しみの中にいるとき、書店で手に取った本が仏教の教えでした。教えを学ぶ中で、苦しみとは自分の思想が原因だということも理解できました。仏教には「諸行無常」という根本的な教えがあります。その言葉により執着を手放すことができました。そして、苦しみを経験することで、人との繋がりの大切さを知りました。仏教の教えと出合って以降、生きることが楽になりました。その中で「いつか過去の私のような苦しきや不安を感じている方に仏教の教えを届けたい」と思うようになりました。特にシングルマザーをはじめ孤独を感じている方のお役に立つことができればといった思いをもちながら人生を歩みました。三人の子供たちが成長したことで時間的な余裕ができました。平成28年11月16日年に出家得度し仏門にご縁を頂いた事を機に仏教の勉強を本格的に始めました。人々は不安を感じた時にこそ神仏にすがります。よって成田山系の祈禱を専門とする寺でも修法を学びました。また、先祖崇拝をする寺でも学びました。

そして、平成29年9月より実家の建物を改装し、宗教団体心和寺を設立し、衆生に寄り添う活動をはじめました。コンセプトは“心”が“和む”“寺”です。令和5年度には宗教法人を設立することでより活動の場を広げ、人々の心を和ませることを理念に掲げ「和をもって尊しとなす」といった精神を基に活動し、仏教の教義を広め、信者を育成していくために設立しました。

住職 塚本 悠心